



知っていますか?

廃棄物の野焼き禁止

廃棄物の野焼きは、平成13年4月1日から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(抜粋)
(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第25条 次の各号のいずれかの該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

焼却禁止の例外規定



- 法律に定められた処理基準によって行う廃棄物の焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他の日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

野焼きは大量の黒煙や臭いが発生するため、「煙が家の中に入って息苦しい、窓を開けられない」「洗濯物にすすや臭いがつく」など多くの苦情が寄せられています。